

令和6年度第1回いじめ対策総点検（報告）

新潟県教育委員会による「いじめ対策総点検」が、下記の通り実施されました。

- 1 日 時 令和6年9月12日（木）15：00～17：00
- 2 点検者 生徒指導課指導主事（2名）
- 3 参加者 PTA 副会長、校長、副校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、各学年主任
- 4 内 容 ①いじめ総点検チェックシートの確認
 - ・自校体制（基本方針、行動計画、生徒指導研修内容）の確認
 - ・いじめに関する自己点検集計結果の確認
 - ・会議記録の点検②グループワーク
- 5 生徒指導課からの指導と評価
 - ・事案の内容によりスクールカウンセラー、警察などとの連携が必要となるため、適切に判断、対応する必要がある。
 - ・事案発生時に学校での対応に関しての記録をしっかりと残すことが大切。いじめ対策会議の中で、記録等の役割分担をしっかりと定めておく。
 - ・全職員への情報共有について時間の制約がある場合は、詳細はグループウェアを利用するなどの共有の工夫を図る。
 - ・保護者への連絡をスムーズにおこなうためにも、日ごろから教員・保護者間での連絡連携が大切である。
 - ・教員の事案抱え込みをなくすために、全職員で法令について理解する必要がある。
 - ・いじめ対策委員会が適宜開催されており、会議記録も適切に残されている。また、事案ごとにまとめてあり見やすい工夫がされている。更に認知報告一覧も同じファイルで管理すると過去事案の引用が容易になる。
 - ・スクールカウンセラーとの生徒情報の共有に際しては、カウンセリング実施生徒以外の報告もされており、助言を得られるようになっている。
 - ・アンケートについてはインターネットと紙のアンケートを併用する方法もある。また、担任以外の教員に相談しやすい工夫もされている。
 - ・eメッセージを利用して、いじめ防止の活動について保護者への周知をおこなうことでさらに効果が上がる。
 - ・保護者への対応については管理職や学年主任など、複数人でサポートしており、組織的に対応している。

今回の生徒指導課からの指導を生かし、今後もいじめを許さない学校作りに向け、学校として組織的に対応して参ります。